

浜長保険センター安全だより(10月)

平成 30 年 10 月 10 日
浜長保険センター 第 23 号
電話 079-246-2561
FAX 079-246-2571

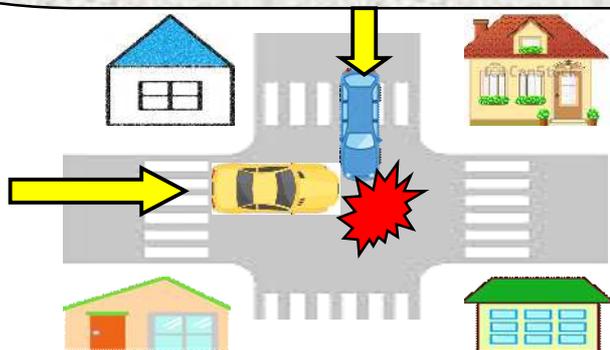


秋の日は、つるべ落としと申しますが、急に日足が短くなった昨今です。朝夕は、めっきり冷え込むようになりましたが、お元気でご活躍のこととお喜び申し上げます。



普通乗用車を運転し、信号のない交差点に入った直後、左側道路から来た軽四乗用車と出会い頭に衝突した。幸い双方に怪我もなく物損事故となった。警察110番し、事故報告したところ、警察官が現場に到着、事故の状況説明、双方の身分関係を聞かれた。示談については、双方話し合うと説明した。

このような物損事故を起こした場合、行政処分があるのか？ 点数が付されるのか？ 点数制度等による行政処分について少し説明をします。



問1 交通物損事故を起こした場合、事故点数が付されるのか？

物損事故の場合、事故点数という点数はありません。事例の場合、実況見分によりその原因を明確にしなければなりませんが、通常、交差点における出会い頭事故の原因は、徐行違反と認められます。

「交通違反の点数一覧表」に徐行違反は(2点)と示されています。交通事故の原因は、徐行違反に該当しますが、検挙されなければ徐行違反の点数2点は科されません。

問2 人身事故になった場合は、行政処分はあるのか？

人身事故を起こせば、事故原因となった交通違反の点数(基礎点数)に交通事故の点数(付加点数)が加算されます。事故原因が徐行違反で、相手方が頸椎捻挫により2週間の診断がなされた場合

徐行違反(2点)+軽傷 15日未満(過失大3点、過失小2点)=過失大5点 又は 過失小4点となります。6点~8点に該当すれば30日の停止。前歴、違反歴がなければ、5点又は4点となり行政処分はありません。

問3 交通違反の点数一覧表には、交差点安全進行義務違反2点、安全運転義務違反2点があるが、そのような違反は、どのような取締りを行っているのか？

点数一覧表に掲げられている違反点数は、無車検運行、無保険運行を除き、それぞれ道路交通法に規定されています。信号無視や一時停止違反のように明確に違反が立証できる違反は、日常の取締りを行っていますが、交差点安全進行義務は道交法第36条第4項、安全運転義務は道交法第70条に規定され、内容が抽象的であり、日常的な取締りはされていません。

1秒わき見をしても安全運転義務違反に該当しますが、立証は困難です。そこで交通事故を起こしたとき、実況見分により交差点安全進行義務違反や安全運転義務違反を明確にし、点数を付すことになります。

